

# 不妊治療費助成金について



不妊治療をうけている人の経済的負担軽減を図るため、費用の助成をしています。

## 対象者

**以下のいずれも満たす人が対象です。**

- 鳥取県不妊治療費助成金交付要綱に基づいて鳥取市長に申請し、鳥取市不妊治療費助成金の交付決定を受けた人
- 申請者は智頭町内に住所がある人
- 申請者及び世帯員に町税等の滞納がない人

## 申請方法

助成金の申請をされる人は鳥取市保健所で鳥取県不妊治療費助成金の申請手続きをする際、鳥取県内市町村申請用の「申請書兼請求書」に記載をしてください（本人の承諾を得て智頭町に送付されます）。

町福祉課の窓口での申請を希望される場合は、下記まで問合せください。

## 助成額

不妊治療に要した費用から鳥取市不妊治療費助成金を差し引いた額を助成します。ただし、上限額があります。

また、助成内容や妻の年齢により、助成回数等に制限があります。詳しくは、町のホームページをご覧ください。

令和4年3月31日以前に治療を開始した場合	
治療内容	助成上限額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮胚移植をした場合</li> <li>・凍結胚移植をした場合</li> <li>・移植のめどが立たず治療を終了した場合</li> <li>・受精できなかった場合</li> <li>・胚の分割停止・変性・多精子授精などの異常授精等により中止した場合</li> </ul>	17万5千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合</li> <li>・採卵したが卵が得られない場合</li> <li>・状態の良い卵が得られないため中止した場合</li> </ul>	8万7千5百円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工授精をした場合</li> </ul>	1回の申請につき5万円、1年度の上限10万円
令和4年4月1日以降に治療を開始した場合 (※令和4年4月1日以降に開始した人工授精については、助成金はありません。)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険診療で実施される特定不妊治療と組み合わせて実施される先進医療</li> </ul>	5万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自費診療で実施される特定不妊治療</li> </ul>	10万円（採卵を伴わない治療は5万円）

問合せ先 鳥取市保健所 健康・子育て推進課 ☎0857-30-8584